

平成28年度

監査結果に基づく措置状況

平成28年度に実施した監査の結果に基づき、平成29年3月31日時点の措置状況について、地方自治法第199条第12項および
 亀山市監査委員条例第12条第2項の規定により公表します。

亀山市監査委員

同

同

渡部 満

尾崎 邦洋

国分 純

前年度実施した庁内各室(学校、出先機関を含む)の「定期監査」、「財政的援助を与えている団体等の監査」、「指定管理者監査」の結果に対する措置状況について、市長および関係機関の長から通知がありましたので、その概要をお知らせします。
 ※ は措置状況を記載しています。

定期監査

～ 共通事項 ～

入札および契約において、予定価格調書等の日付に整合性のないものが見受けられた。入札および契約事務の適正化を図られたい。

(市長部局) (教育委員会)

入札事務の手順等を室員に周知徹底するとともにチェック体制を強化し、入札および契約事務の適正化を図ります。

～ 個別事項 ～

【企画総務部 人事情報室】

時間外勤務について、「時間外労働の限度に関する基準（厚生労働省）」に定める年間360時間を超える職員がいた。事務量の把握と分析を行い、適正な労務管理に努められたい。

業務量調査により各所属の事務量の把握と分析を行います。

【財務部 契約管財室】

入札および契約において、予定価格調書等の日付に整合性のないものが一部の室で見受けられた。入札および契約事務が適正に行われるよう指導されたい。

入札事務の手順を修正し、予定価格を入札日前日までに作成するよう通知します。

【教育委員会 教育総務室】

請求書受理後30日を超える支払いが見受けられた。請求書を受理してから30日以内の支払いの徹底を各学校に指導されたい。

市内校長会において、支出伝票の事務処理に要する期間を考慮の上、請求書受理日から30日以内に支払いが完了するよう周知徹底を図りました。また、学校では年度当初において多くの支出事務が発生することから、これを円滑に処理することができるよう、学校予算を早期に配当するようにしました。

財政援助団体等監査

【社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会】

(所管室 健康福祉部 地域福祉室)

時間外勤務について、「時間外労働の限度に関する基準（厚生労働省）」に定める年間360時間を超える職員がいた。時間外労働の削減に努められたい。

時間外勤務について、年間360時間を超えないよう時間外勤務の縮減を図るため、勤務体制の見直しを行うとの報告を受けました。

【公益財団法人 亀山市地域社会振興会】

(所管室 企画総務部 企画政策室)

文書の取り扱いについて、適正に処理されていない事例が見受けられた。文書取扱規程に基づき、適正に処理されたい。

文書の取り扱いについて「亀山市地域社会振興会文書取扱規程」に基づき、適正に処理するよう指導しました。

指定管理者監査

【健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室】

基本協定第23条では、甲（市）の費用で施設に係る備品を購入することとしているが、乙（指定管理者）の費用で備品を購入している事例が見受けられた。施設の現状把握を行うとともに、協定事項を順守されたい。

基本協定第23条を遵守し、業務実施のための備品を指定管理者に無償で貸与するため、指定管理者と協議するとともに、必要に応じて市が調達するようにします。

【市民文化部 関支所 観光振興室】

亀山市石水溪キャンプ場施設の管理に関する年度協定書第4条では、「…甲は、当該請求書を受領してから14日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする」と定めているが、14日を超えている事例が見受けられた。協定事項を順守されたい。

指定管理料の支払いについては、事務処理期間を十分確認した上で、協定事項に基づき、14日以内の支払いを徹底します。

問合先 監査委員事務局 (Tel.84-5051)